

広島市自転車都市づくり推進計画の見直しの方向性について

1 見直しを行う背景

平成 29 年 5 月に施行された自転車活用推進法において、国は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「自転車活用推進計画」を定めることとなっています。また、都道府県は「自転車活用推進計画」を勘案して「都道府県自転車活用推進計画」を、市町村は「自転車活用推進計画」及び「都道府県自転車活用推進計画」を勘案して「市町村自転車活用推進計画」を定めるよう努めることとなっています。

このような状況を踏まえ、国は、平成 30 年 6 月に「自転車活用推進計画」を策定し、平成 30 年 8 月には、地方自治体が自転車活用推進計画の策定を行う際に参考となる情報を整理した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」(以下「手引き」という。)を策定しました。

また、県においては、「広島県自転車活用推進計画(素案)」をとりまとめ、現在、県民意見募集を実施しているところです。

2 本市の対応

「手引き」や「広島県自転車活用推進計画」の内容等を踏まえながら、平成 25 年 6 月に策定した「広島市自転車都市づくり推進計画」の見直しを行うことで、「広島市自転車活用推進計画」の策定に代える予定としています。

3 計画の構成等

(1) 計画の構成

【現計画】

- ・ 平成 25 年 6 月に策定した「広島市自転車都市づくり推進計画」と、この計画を段階的かつ着実に進めるための「実施プログラム」で構成。
- ・ 自転車走行空間整備に関する計画として平成 27 年 2 月に「広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)」を策定。

【見直し案】

- ・ 「広島市自転車都市づくり推進計画」と「実施プログラム」をまとめて「広島市自転車活用推進計画」とする。
「広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)」についても、「広島市自転車活用推進計画」の一部とする。

(2) 計画期間

【現計画】

- ・ 広島市自転車都市づくり推進計画：計画期間の定めなし
実施プログラム：3年
- ・ 広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)：10年

【見直し案】

- ・ 広島市自転車活用推進計画：5年

(3) 計画の施策体系（変更なし）

「走行空間整備～はしる～」 「駐輪場整備～とめる～」 「ルール・マナーの遵守～まもる～」 の3本の柱に、地域の魅力づくりや観光振興に自転車を活用する「活用促進～いかす～」の柱を加えた、自転車施策の4本柱を設定。

利用環境整備に関する3本柱と活用促進の柱を相互に作用させながら、自転車都市づくりの実現に向け具体的な取組を総合的に進める。

4 見直しの方向性

(1) これまで実施した取組の成果や課題を踏まえた見直し

① 走行空間整備～はしる～

- ・ 自転車走行空間の整備済路線の広報活動の強化
- ・ 「広島市自転車走行空間整備計画（デルタ市街地編）」の内容の見直し

② 駐輪場整備～とめる～

- ・ 民間事業者による路上駐輪場の整備や民間駐輪場への整備費助成等による小規模駐輪場の配置強化

③ ルール・マナーの遵守～まもる～

- ・ ルール遵守意識の低い世代（20～30歳代）への啓発活動の強化

④ 活用促進～いかす～

- ・ 自転車マップの作成、サイクルステーションの整備等に関する取組の強化
- ・ 災害時における自転車の活用方法の検討

詳細は資料4のとおり

(2) 国及び県の自転車活用推進計画の内容を踏まえた見直し

- ① 「健康増進の広報啓発」「サイクルトレイン等の実施検討」「サイクリスト受入サービスの充実の要請」「ヘルメット着用の広報啓発」の施策については、広島市自転車都市づくり推進計画への位置付けはあるが、取組が検討段階にとどまっているため、今後、事業の効果等について検討を行いながら、計画への位置付け方について検討を行う。

- ② 「競技施設整備に関する検討」「多様なニーズに関する自転車製品の開発」等の施策については、国又は県の計画に掲げられているが、広島市自転車都市づくり推進計画への位置付けがないため、今後、本市の実情や事業の実現可能性等を踏まえて、計画への位置付け方について検討を行う。

詳細は資料5のとおり

広島市自転車都市づくり推進計画の見直しについて

